

令和5年9月定例会 総括審査会

江花 圭司委員

江花圭司委員

自由民主党議員会の江花圭司である。

まず初めに、学校給食について質問する。

学校給食については、私が喜多方市議会議員の時代から多くの課題があった。今は無償化についての議論もあるが、やはり安全な食材を使うことが求められており、地元食材を使った給食を提供してほしいとの保護者からの声も多く聞き及んでいる。

近年、大人の生活習慣病と同様に、小児生活習慣病として糖尿病や脂質異常症が問題となっているが、その原因は、主に脂質と糖質の取り過ぎである。現代の子供たちは、生まれたときから既にパンや麺などの多様な食が当たり前であり、最近では、朝はパン、夜は麺類を食べることが多く、昼の給食で御飯を食べなければ1日米粒を食べない日が続くことも当たり前になってきた。

特に本県は、全国に比べて子供の肥満傾向が高く、震災以降その傾向が顕著になっている。令和元年に県こども・青少年政策課でも指摘しているが、学校給食法上、健全な発達や食育推進、我が国や各地域のすぐれた伝統的な食文化への理解などが促進されている一方、現代の食生活においては、清涼飲料水、砂糖や油脂の多い加工食品などが手に入りやすくなっている。いよいよ、県として本県産の米飯を戦略的に給食で提供することを考える時期ではないか。

そこで、公立学校における米飯給食を推進すべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

米飯は我が国の伝統的な日常食であり、日本人の食生活に欠かせない主食であることから、米飯を含めた和食のよさを子供たちに理解してもらうなど、学校給食や家庭科の授業をはじめ学校教育全体で食育を推進している。

今後もエネルギーや栄養素の摂取基準を遵守し、子供たちが笑顔になるおいしい給食が実施されるよう取り組んでいく。

江花圭司委員

市町村は県の取組に倣うとの答弁が大変多いため、県としてこれから全国のモデルとなるよう取り組んでもらいたいと思うが、どうか。

教育長

米飯給食については、学校の設置者が国の通知に基づき、地域の実情や献立全体の栄養バランスに配慮しながら実施しているものと認識している。

なお、一昨年度の調査においては、週4回以上米飯給食を実施している公立学校の割合は18.6%となっている。

江花圭司委員

以前は週3回米飯給食を実施する学校がほとんどだった。もっと増えるべきだと思うが、本県の個性を生かす意味でも、知事部局との連携が必要となってくると思う。その点についてはどうか。

教育長

週3回以上の米飯給食は全ての公立学校で行われており、4回、4回と5回の隔週、そして5回実施している学校の合計が18.6%である。

引き続き食育全体を通じ、米飯給食を含めた和食のよさを推進できるよう努めていきたい。

江花圭司委員

デトックス効果や最低限の栄養が補給できることも踏まえ、成長期の本県の子供たちにおいしい米飯を提供できる体制をつくってもらいたいため、よろしく願う。

次に、学校給食の外部委託が多くなっている中、各市町村議会でも給食において地場産物を中心に提供を進める要望が増えている。しかし、安定した給食提供の面で量販食材や国産以外の簡易加工食材が供給されている現状も確認されており、保護者からは先ほど述べたとおり、無償化よりも安全・安心な国産食材の提供を求める声が聞かれている。

そこで、県教育委員会は学校給食での地場産物の活用にとどのように取り組んでいくのか。

教育長

学校給食での地場産物の活用については、栄養教諭等を対象に、活用率が高い市町村の取組事例の紹介や県産野菜を使った献立の提供などの取組を進めた結果、昨年度の活用率は東日本大震災前の36%を上回り49%にまで上昇している。

引き続き、これまでの取組を進めるとともに、知事部局と共に流通販売関係者との連携強化を図るなど、県食育推進計画に掲げる地場産物のさらなる活用努めていく。

江花圭司委員

先ほども述べたとおり市町村は県に倣うため、県がしっかりとの方針の下、地場産物を使った給食を提供できるようよろしく願う。その点についてはどうか。

教育長

学校給食に地場産物を使用して食に関する指導の生きた教材とすることは、児童生徒の望ましい食生活の形成や地域の自然、文化、産業等に関する理解、生産者の努力、さらには食に対して感謝の念を育む上で重要であると認識している。

加えて、地産地消の有効な手段であり、食料の輸送に伴う環境負荷の低減等に資するものでもあることから、県教育委員会としても、その積極的な活用に取り組んでいきたい。

江花圭司委員

次に、配偶者間における子供の連れ出し事案についてである。

令和5年3月29日、「配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について」との通達が、警察庁刑事局捜査第一課長から各都道府県警察本部長へあったようである。近年、同居する一方の配偶者が留守中に子供を連れて出ていき、以降連絡が取れず子供に会えない、あるいは別居していた配偶者等が通園する保育園から子供を連れ出しそのまま返さないとの訴えがある。実際、私の元にも子供を連れ出された配偶者から相談があった。

そこで、既婚者が離婚せずに実子を連れていなくなる事案への対応について、県警察に聞く。

刑事部長

既婚者が離婚せずに実子を連れていなくなる事案への対応については、個々の事案の具体的な状況に即して異なるため、一概に答えることは困難である。

一般論として述べれば、警察においては関係者からの事情聴取、現場等における証拠資料の収集等の必要な捜査を行うなど、法と証拠に基づき適切に対応している。

江花圭司委員

この件に関して、それ以上は言えないことは承知していたが、このような事案が県内で発生していること、また、身近なところで起こる可能性があることを理解してもらいたいと思って質問した。

互いにそれぞれの言い分があり、調査しても決着がつかないことが多いと聞いている。子供の幸せを守ることを最優先に、県当局と連携して捜査、環境整備をしてもらいたいと思うが、どうか。

刑事部長

この種の事案に関する被害の申出や相談があった場合には、単なる親族間の問題と安易に捉えず、適切に対応する必要があることから、警察署任せにはせず、警察本部においても事案の内容を十分に把握の上、被害届や告訴として受理すべ

きものは受理し、事件化すべきものは事件化するよう、警察署に対する指導を徹底している。

江花圭司委員

私も今ブルーリボンバッジをつけているが、子供が突然いなくなると、理由も分からない状況の中で親は本当に心配になる。また、祖父母も大変心配しているため、捜査の進捗や安全確保の情報などは、配偶者以外の親族も安心できる体制をつくってもらいたいと思うが、どうか。

刑事部長

個別の案件については、事件の進捗状況も含めて回答を差し控えざるを得ないことを理解願う。

江花圭司委員

次に、経済安全保障についてである。

今年、福島国際研究教育機構、F－R E I が開設された。福島県立医科大学や会津大学においても連携が進められ、本県発の高度な研究成果による社会貢献が期待されている。

一方、世界情勢の不安から産業界における国内回帰が起きており、新たに企業立地された場合、地方自治体が経済安全保障政策に取り組むことは必須となる。地方自治体固有の経済安保リスクを洗い出し、対処を講じる必要があるが、自治体ではそのリスクが分からないことが一般的である。

例えば、海岸沿いの自治体であれば港湾をめぐるリスクがあり、山林や水源地のある自治体では土地保有や利用に関するリスクがある。また、工業地帯では技術流出によるリスクが考えられ、それらの事案を共有するとともに、基準を示してもらいたいと思っている。知的財産においては、新たに自治体のコンプライアンスにおけるガイドラインが必要と考える。

そこで、福島県立医科大学及び会津大学における安全保障貿易管理の取組について聞く。

総務部長

福島県立医科大学及び会津大学それぞれの大学において、法令に基づいた管理規程を定め、組織的な審査体制により対応するとともに、教職員向けの研修会などを通じて学内の意識啓発を進めており、国の規制強化の趣旨を踏まえ、今後とも適切な貿易管理に取り組んでいく。

江花圭司委員

福島県立医科大学及び会津大学においては様々な問題が露呈し、ニュースで報道されている。その点も踏まえて、今後しっかりと管理を行ってもらいたい。よろしく願う。

次に、県警察本部において今年度、経済安全保障対策室が設置され、技術情報の流出防止についても広報活動や動画により紹介されている。県内の企業や研究機関などから技術情報などが諸外国に流出する事案防止のため、県警察における経済安全保障の取組について聞く。

警備部長

経済安全保障の取組については、これまで県内の先端技術を有する企業が集まるイベント等への参加、これらの企業、団体への訪問活動、県警独自の動画作成などの取組を通じ、経済安全保障の重要性や技術流出の具体的な手口、流出防止対策等の情報提供や啓発を行っている。

本年4月に経済安全保障対策室を設置したため、今後は県をはじめ関係機関と連携しながら、より効果的な取組を推進し、技術情報流出の未然防止に努めていく。

江花圭司委員

これからは警察本部と執行部の一体的な体制が望まれており、国からガイドラインが示されることも考えられるため、しっかりと連携して対応していくようよろしく願う。

次に、公共交通キャッシュレス導入における地域振興についてである。

現在、県内では公共交通機関でのキャッシュレス決済導入の準備が進んでいる。キャッシュレス決済には、クレジット

カードをひも付ければポイント倍増などのサービスもあり、このポイントを地域コインへ変換し、地場産品などと交換できるサービスなどがあれば、地域振興策への期待が膨らんでくる。

そこで、県は路線バスへのキャッシュレス決済システム導入を踏まえ、地域振興にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

路線バスへのキャッシュレス決済システムの導入については、利用者の利便性向上や乗降データに基づく運行の効率化等の効果が期待される。導入に当たっては、様々な付帯サービスの展開などにより多くの利用者がメリットを実感し、利用してもらうことで地域振興への効果も得られるよう、バス事業者や市町村等と検討していく。

江花圭司委員

次に、学校を核とした地域づくりについてである。

昨今、市町村では小中学校の統廃合が進む中で親同士の関係性の希薄化が課題となっているが、こども家庭庁の設置に伴い、子どもの体験活動による成長・子育てを支援・推進する議員連盟が発足した。その主体となるのは各集落、各町内の子ども会育成会であり、市町村は子ども会育成会連絡協議会を構成し、子供の体験活動を支援する中高生のジュニアリーダー、大学生や若い社会人のユースリーダーを育成している。

若いリーダーが育成会の保護者のサポート役を担ってくれる市町村もある一方、若いリーダーが全然育っていない市町村も多く見受けられるため、今こそ将来を見据え、若いジュニアリーダーやユースリーダーを育てられる環境が必要となっている。

そこで、学校を核とした地域づくりを進めるべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

子供たちが地域住民と共に活動する伝統芸能学習や防災訓練等の様々な体験は、郷土への愛着や地域の一員としての自覚を育むとともに、地元にも活気を与えるものと認識している。

今後も地域学校協働活動を一層推進し、住民や社会教育団体等が学校教育活動に参画して子供の学びや成長を支え合う中で住民同士の絆が深まり、学校を核とした地域づくりにつながるよう支援していく。

江花圭司委員

市町村はジュニアリーダーやユースリーダーの育成を頑張っているが、その支援について聞く。

教育長

現在、子ども会育成会の支部会が存在するのは20市町村と認識している。

ジュニアリーダーの育成については、地域との関わりや様々な体験、探究活動を通して育成することが重要であると考えている。このため、学校や青少年の育成に取り組む団体等を対象とする事業を県教育委員会が実施し、子供たちが様々な社会活動、体験活動に取り組む中で資質の向上を図っているところであり、引き続き、仲間との協調性や自分の役割に対する責任感を持ち、主体的に行動できるリーダーの育成に努めていきたいと考えている。

江花圭司委員

次に、高校における金融教育についてである。

令和4年4月から高校家庭科の授業で金融教育が行われているが、金融リテラシーについて、日本はイギリス、ドイツ、フランスに比べ劣っているとのテスト結果があり、日本人は投資より貯蓄を望む傾向があるとの声も出ている。

さらには、負債を資産と勘違いしている人が多いとの調査結果も出ているため、資産と負債の違いを知り、正しい金の使い道や金を生み出すための知識を金融教育で学んでもらいたいと思っている。

そこで、県教育委員会は県立高校における金融教育にどのように取り組んでいるのか。

教育長

県立高校における金融教育については、金融の仕組みや役割に関する理解を深め、適切な金融サービスの選択やトラブル回避につなげることが重要であり、公共の授業では資産運用に伴うリスクを、家庭基礎では生涯を見通した家計管理や

金融商品の特徴などを事例を通して学んでいる。

今後とも、生徒がよりよいライフプランを描き、実社会で経済的に自立した豊かな人生を送れるよう金融教育に取り組んでいく。

江花圭司委員

次に、社会インフラのにぎわい創出についてである。

まず、水辺のにぎわいづくりについて、河川や湖の護岸においては法律による制約があり、建物の設置や改修などができないよう規制されている。その結果、多くの地域でかわまちづくり支援制度を活用して観光誘客に特化した事業が実施され、宮城県の閑上地域などは非常ににぎわいを見せている。

そこで、県はかわまちづくり支援制度を活用した地域づくりをどのように支援していくのか。

土木部長

かわまちづくり支援制度を活用した地域づくりについては、市町村や地域づくり団体等が主体となり、河川空間とまちが一体となったにぎわいの創出が可能となるよう、かわまちづくり計画の策定段階において、技術的な助言や制度に関する情報提供を行うとともに、策定した計画に基づき、良質な水辺空間の形成につながる河川管理施設を整備するなどの支援を行っていく。

江花圭司委員

これらの事業を進める上で大切なのは、住民の合意形成と市町村との連携であると思う。県はそれをコーディネートする立場であってほしいと思うが、どうか。

土木部長

かわまちづくりについては、その主体となる市町村や地域づくり団体等との連携が極めて重要と考えている。県としては、河川空間とまちが一体となったにぎわいの創出を図れるよう、窓口となる建設事務所等が関係自治体や住民との情報共有を図りながら適切な支援をしていきたい。

江花圭司委員

次に、歩道空間におけるにぎわいづくりについてである。

道路に関する法令上、にぎわいを目的とした空間の位置づけが歩道にはない。しかし、歩行者利便増進道路として指定された道路においては、占有可能な期間が5年間から20年間になった。

そこで、県管理道路における歩行者利便増進道路制度、いわゆるほこみち制度の活用について、県の考えを聞く。

土木部長

いわゆるほこみち制度は、地域活性化を図るなど、まちづくりの視点から道路管理者が歩道幅員等の要件を満たす道路を指定し、歩行者の利便性向上につながるベンチなどの施設の道路占用について特例を認めるものである。このため、地域の創意工夫によるにぎわいのある歩行者中心の道路空間の創出が可能となるよう広く制度の周知を図るとともに、市町村等からの協議に柔軟に対応するなど、制度の効果的な活用促進に取り組んでいく。

江花圭司委員

最後に、道路の維持管理についてである。

道路の異状を発見した場合の連絡先として道路緊急ダイヤル#9910があるが、県は安全な通行確保のため、県管理道路における除草や防草対策にどのように取り組んでいるのか聞く。

土木部長

県管理道路の除草や防草対策については、雑草が繁茂する盆前までに必要な箇所を除草を実施するとともに、除草が困難な箇所を繁茂を防ぐ防草シート等を設置している。さらに、自走式の草刈機械等の活用により除草の効率化や迅速化を図るとともに、気候変動に伴う植生の変化等を踏まえ、日常の道路パトロール等で繁茂状況を的確に把握し、通行に支となる箇所などの速やかな除草に取り組んでいく。

